

## 焼津市水道ビジョン・経営戦略2020検証委員会設置要綱

### (設置)

第1条 焼津市水道ビジョン・経営戦略2020における目標達成状況の確認や施策の評価及びそれに伴う見直し等に当たり、水道事業の経営に関し広く意見を求めるため、焼津市水道ビジョン・経営戦略2020検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) 水道使用者

### (任期)

第3条 委員の任期は、委嘱された日からその日の属する年度の末日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうち委員長が委員の同意を得て指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。
- 3 前2項の規定に関わらず、やむを得ない事情がある場合には、委員会の会議は書面開催とすることができる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(報酬)

第6条 委員の報酬の額は、委員長については会議に出席した日1日につき焼津市教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償支給条例（昭和31年12月5日条例第28号。以下「委員報酬等支給条例」という。）別表第1中「その他特別職の非常勤職員」について定める額とし、その他の委員については同表中「その他法令の規定による委員」について定める額とする。

2 前条第3項の規定により会議を書面開催としたときは、会議に出席したものとみなして前項の規定を適用する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、水道部において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年8月27日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合にあつては、市長が委員会を招集する。